産業廃棄物の適正処理について

船橋市　環境部　廃棄物指導課

目次

導入編

1	廃棄物の処理の流れ	P1
2	廃棄物の定義・分類	P2
3	産業廃棄物の種類	P3
4	土地所有者と排出事業者の責任	P5

実務編

1	産業廃棄物の保管	P6
	産業廃棄物の保管基準	P6
	特別管理産業廃棄物の保管基準	P7
2	産業廃棄物の処理の委託	P8
	処理委託の流れ	P8
	契約書の見本	P9
	契約書に記載が必要な事項	P10
	産業廃棄物の収集運搬の基準	P11
	産業廃棄物の処分	P12
3	産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度	P13
	マニフェストの流れ	P13
	マニフェストの記入例	P14
	電子マニフェスト制度	P14
	電子マニフェスト利用のメリット	P15
	電子マニフェストの流れ	P15
	電子マニフェストを導入している処理業者	P15
4	処理委託完了後の手続き等	P16
5	建設系廃棄物の処理責任	P17

その他の制度等

1	禁止行為、罰則	P18
2	各種リサイクル法	P19
3	その他	P20
	有害使用済機器の保管等について	P20
	PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物について	P20
付録	簡易チェック表	P21

本文中における法令等の表記について

法……廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法：昭和45年法律第137号）

施行令…廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

規則……廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

条例……船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成16年船橋市条例第20号）

※本パンフレットは主に船橋市内に事業場を有する排出事業者の皆さまに向けて産業廃棄物の一般的な処理方法等をまとめたものです。詳細につきましては、法令の条文等を必ず確認してください。

※本文中における矢印 P1 は、詳しく書かれたページを表しています。

本パンフレットについて

事業者のみなさまが産業廃棄物を適正に処理するための手引きとして作成しました。
廃棄物の発生から処理完了後まで、それぞれの状況に応じて各ページをご参照ください。

Q1 仕事で廃棄物が発生しました。廃棄物の処理はどのような流れですか?

A まずは廃棄物の処理の流れを確認しましょう。 P1

Q2 何が産業廃棄物になりますか?

A 廃棄物の定義や種類を確認しましょう。 P2

Q3 土地を持っている人や廃棄物を出す人に責任はありますか?

A 法律で定められた責任について確認しましょう。 P5

Q4 すぐには処分できないので一時的に保管をしたいです。

A 産業廃棄物には保管基準があります。基準を守って適正に保管しましょう。 P6

Q5 いよいよ処分。でも自分ではできないのですが…

A 許可を受けた適正な処理業者を選び、契約を結びましょう。 P8

Q6 処分の当日。委託業者が廃棄物の収集運搬にやって来ました。

A 収集運搬にも基準があるので確認が必要です。廃棄物の動きはマニフェストで管理しましょう。 P11 P13

Q7 ようやく処分が完了しました。

A 処分が終わっても必要なことがあります。 P16

Q8 工事をお願いして発生した廃棄物はどのように処理したらよいのでしょうか?

A 元請け事業者が排出事業者となり、廃棄物を適正に処理します。 P17

Q9 自動車や家電等の処理にはどのような制度がありますか。

A 各種リサイクル法が制定されています。 P19

1．廃棄物の処理の流れ

発生した廃棄物は品目に応じて処理方法が異なるため、分別が必要です。
産業廃棄物の保管や処理には基準があります。

POINT
「収集運搬」と「処分」を併せて「処理」と表現します。

廃棄物の発生

廃棄物は排出事業者の責任において適正に処理する必要があります。また、廃棄物の発生量の抑制に努めてください。

品目に応じて廃棄物を分類

廃棄物の分類 P2

産業廃棄物

保　管

保管基準の遵守 P6

一般廃棄物

事業活動で出たごみは事業系一般廃棄物となり、ごみ収集ステーションへは出せません。
一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼するか、分別して各清掃工場又は西浦資源リサイクル施設に自己搬入してください。

事業系一般廃棄物の適正処理について
https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/haikibutsu/002/p019085.html

北　部　清　掃　工　場：船橋市大神保町1360番地1
南　部　清　掃　工　場：船橋市潮見町38
西浦資源リサイクル施設：船橋市西浦1-4-2

収集運搬

許可業者に委託

委託基準の遵守 P8
収集運搬基準の確認 P11

自ら運搬

収集運搬基準の遵守 P11

処分

中間処理（焼却・破砕・圧縮等で廃棄物の性状等を変化させること）
最終処分（埋立等で環境を損なわないように安定化すること）
再　　生（廃棄物から原料や製品を作り、再び使用できる状態にすること）

許可業者に委託

委託基準の遵守 P8
処分基準の確認 P12

廃棄物の定義について（法第２条第１項）

「廃棄物」とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要となった、固形状又は液状の物をいいます。

廃棄物該当性～総合判断説～
　廃棄物に該当するかどうかは、物の性状や排出の状況、取引価値の有無等を勘案し、総合的に判断することになります。
▼総合判断説　５つの判断要素において、廃棄物か否かを判断する。

物の性状	排出の状況	通常の取扱い形態	取引価値の有無	占有者の意思
利用できる品質ではなく、生活環境保全上支障が発生するおそれがあること。	排出が計画的でなく、排出までに適切な保管や品質管理がなされていないこと。	製品としての市場がなく、通常は廃棄物として処理されていること。	有償譲渡がされていたとしても、客観的に見て取引に経済的合理性がないこと。	適切に利用もしくは他人に有償譲渡する意思がなく、放置・処分する意思があること。

POINT

有価物及び以下のものは廃棄物には該当しません。
①気体状のもの
②港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
③漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
④土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの　　ほか

有価物とは、総合判断説の５つの判断要素において、廃棄物ではないものを指します。

廃棄物の分類について（法第２条第２項ほか）

廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に分類され、処理方法が異なります。

産業廃棄物
事業活動に伴って排出された廃棄物のうち、法、施行令で定める20品目
自己処理、又は許可を受けた処理業者に委託して処理します。

一般廃棄物
産業廃棄物に該当しない廃棄物
　一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼するか、分別して各清掃工場又は西浦資源リサイクル施設に自己搬入してください。

表１　廃棄物の分類について

廃棄物	産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法、施行令で定める20品目（表２） P3	
	特別管理産業廃棄物	産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性を有するものとして特に定められたもの（表３） P4
	一般廃棄物：産業廃棄物に該当しない廃棄物	
	事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のもの （例：事務所から出る紙くず・茶ガラ等、飲食店等から出る残飯等）
	家庭系一般廃棄物	家庭から出るごみ
	特別管理一般廃棄物	一般廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性を有するものとして特に定められたもの （例：感染性一般廃棄物、ごみ処理施設から生じたばいじん等）

3．産業廃棄物の種類

産業廃棄物は表２の20品目に分類されます。業種によって廃棄物の分類が異なる品目もあるので注意しましょう。

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物は特別管理産業廃棄物に分類されます。

表２　産業廃棄物の種類（法第２条第４項、施行令第２条）と具体例

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす等
	(2) 汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの、ビルピット汚泥、カーバイドかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類等全ての酸性廃液等
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液等全てのアルカリ性廃液等
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物等
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、レンガくず、石膏ボード、「(11) がれき類」以外のコンクリートくず等
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集じん施設において捕捉されたもの（ダスト類）
特定の事業活動に伴うもの ※排出事業者の業種に応じて産業廃棄物か一般廃棄物かが異なる	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット（業種に関わらず産業廃棄物）
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等
	(17) 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場において家畜の解体等により生じた骨等の固形状の残さ物のうち不要とされるもの
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
(20) 上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記のいずれにも該当しないもの（「13号廃棄物」とも言う。） 例）コンクリート固型化物、灰の溶融固化物		

表３ 特別管理産業廃棄物の種類と概要（法第２条第５項、施行令第２条の４）

種類		概要
廃油		揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油
廃酸		水素イオン濃度指数（ｐＨ）2.0以下の酸性廃液
廃アルカリ		水素イオン濃度指数（ｐＨ）12.5以上のアルカリ性廃液
感染性産業廃棄物		感染性病原体が含まれるか、付着しているか又はそれらのおそれのある産業廃棄物（医療機関等から発生する注射針、採血管等）
特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）等、ＰＣＢ汚染物	廃ＰＣＢ及びＰＣＢを含む廃油、ＰＣＢが染み込んだ汚泥、ＰＣＢが塗布もしくは染み込んだ紙くず、ＰＣＢが染み込んだ木くず、もしくは繊維くず、又はＰＣＢが付着もしくは封入された廃プラスチック類や金属くず、ＰＣＢが付着した陶磁器くずやがれき類
	廃水銀等	特定の施設から生じた廃水銀及び廃水銀化合物（水銀使用製品に封入されたものを除く）
	廃石綿等（アスベスト）	建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿・石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着しているおそれのあるもの
	有害産業廃棄物	特定の施設等から発生したもので、有害金属等を含むもの

石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト）

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた、重量の0.1％を超えて石綿を含む廃棄物で、飛散性のある「廃石綿等」以外の物をいいます。アスベスト成型板等が該当します。

※廃石綿等、石綿含有産業廃棄物については、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省作成）に基づき、適正に保管、処理を行うようにしてください。
https://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/

水銀使用製品産業廃棄物

蛍光灯等、水銀を使用した製品は「廃水銀等」とは異なり、産業廃棄物に該当し、「水銀使用製品産業廃棄物」として扱う必要があります。

※水銀使用製品産業廃棄物については、水銀廃棄物ガイドライン（環境省作成）に基づき、適正に保管、処理を行うようにしてください。
https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/

POINT

混合廃棄物

数種類の品目が一体不可分（同品目毎に分別することが困難）である物については、混合廃棄物として扱われ、該当する品目の許可を全て有する処理業者のみが扱うことができます。

（例）蛍光灯・・・ガラスくず、金属くず、廃プラスチック類
電池・・・金属くず、汚泥
バッテリー（鉛蓄電池）・・・金属くず、廃プラスチック類、廃酸（特別管理産業廃棄物）

4．土地所有者と排出事業者の責任

土地所有者の責任について（法第５条）

✓ CHECK　土地所有者等には、自身の土地又は建物を清潔に保つ責任があります。

土地の所有者又は占有者は、その土地又は建物の清潔を保つように努めなければなりません。

また、その土地または建物内に不法投棄等不適正に処理された廃棄物を発見した場合には、市に通報するよう努めなければなりません。

なお、不法投棄の行為者がわからない場合は、土地の所有者または管理者が処分しなければなりません。草刈りや剪定を行い、見通しを良くしたり、定期的に見回りを行うなど、日常的に不法投棄されにくい工夫が必要です。

排出事業者の責務について（法第3条、第12条、第12条の2、第12条の3、第19条の5、第19条の6関連）

廃棄物は自らの責任において適正に処理しなければなりません。

排出事業者は、自らの事業活動に伴い発生した廃棄物に関し、その発生状況や性状等を最も的確に把握できる立場にあります。このため、保管基準、処理基準に従い自らの責任で適正に処理しなければなりません。

処理は他人に委託することが可能ですが、許可を有する業者に、基準を遵守した上で委託しなければなりません。

廃棄物の再生利用等を行い、減量に努めなければなりません。

廃棄物の再生利用等を推進し、その減量に努めなければならないとともに、製造、販売等にあたっては、処理や再生利用等がしやすい製品、容器等の開発に努めなければなりません。

製品等が廃棄物となった際は、適正処理の方法について情報を提供しなければなりません。

廃棄物が最終処分されるまで排出事業者には責任が生じます。

処理を委託した場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度による確認や、処理業者への現地訪問等により、廃棄物が適正に処分されたことを確認するよう努めなければなりません。

なお、近年は電子マニフェスト制度への移行が進んでいます。

委託業者の不適正処理の責任が、排出事業者に及ぶことがあります。

委託基準やマニフェストに関する義務に違反し、不適正処理がされた場合、排出事業者も措置命令※の対象となります。

これらの違反がなくても、適正な処理費用を負担していない等、不適正処理のおそれがあることを認識しつつ委託した場合も、排出事業者が措置命令の対象となることがあります。

※不法投棄等の不適正処理により、生活環境の保全上支障が生じている、または生じるおそれがある場合に、その支障の除去あるいは支障発生の防止措置を都道府県知事等が命令することです。

産業廃棄物の保管基準（法第12条第２項、規則第８条）

産業廃棄物が運搬されるまでの期間、排出事業者は基準を守って適正に保管をしなければなりません。

○保管場所の周囲に囲いが設けられていること。保管する産業廃棄物の荷重が囲いに直接かかる場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であること。
○保管に関して必要な事項を表示した掲示板が見やすいところに設けられていること。（図１）
○保管場所から廃棄物の飛散、流出、地下浸透ならびに悪臭の発散が生じないような措置をとること。
○保管に伴って汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染防止のために必要な排水溝、その他の設備を設けるとともに、それらの設備の底面を不浸透性の材料で覆うこと。
○保管場所には、ねずみが生息したり、蚊、ハエその他の害虫が発生したりしないようにすること。
○容器に入れずに屋外で保管する場合は、保管高さの基準に従うこと。（図２）
○石綿含有産業廃棄物にあっては、次に掲げる措置をとること。
・その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置をとること。
・覆いを設けること、梱包すること等、飛散の防止のために必要な措置をとること。
○水銀使用製品産業廃棄物は、その他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置をとること。

図１　掲示板の例

60cm以上

60cm以上

（特別管理）産業廃棄物保管場所	
（特別管理） 産業廃棄物の種類	がれき類
管理者の氏名（名称） 及び連絡先	△△町１－２－３
	株式会社 ○×工業
	◇□　○△
	電話 047-OOO-XXXX
最大保管高さ※	1.8m

※屋外で容器を用いずに保管する場合のみ記載が必要

図２　最大保管高さの制限（屋外で容器を用いずに保管する場合）

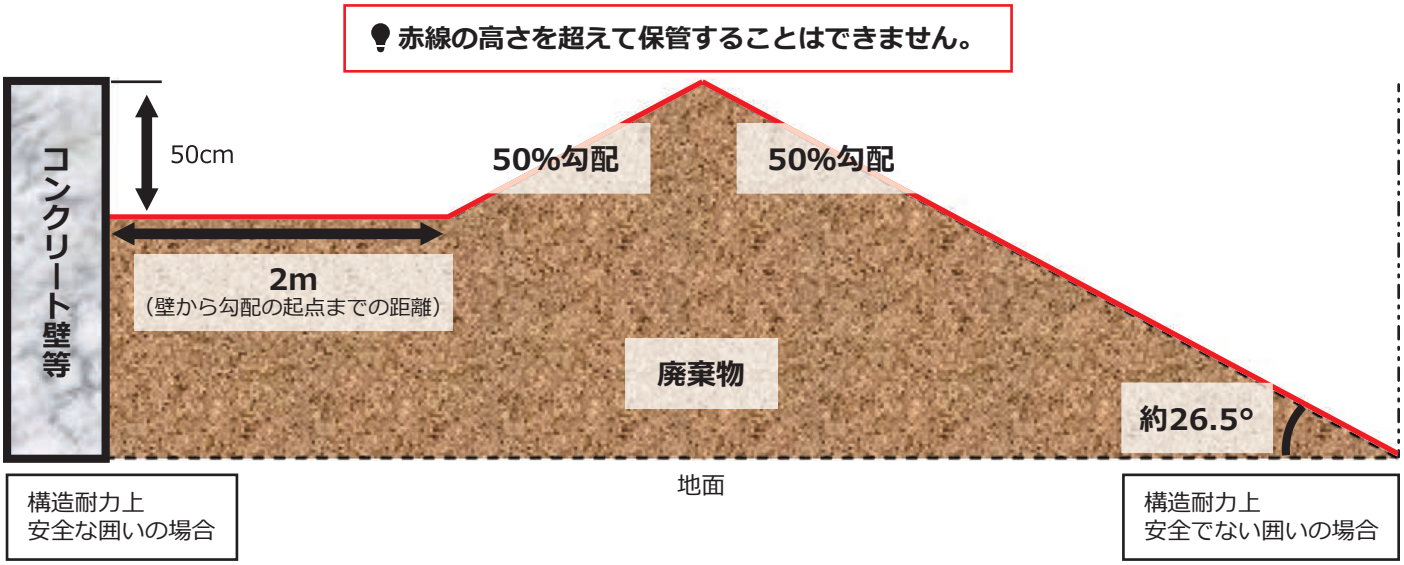

特別管理産業廃棄物の保管基準（法第12条の２第２項、規則第８条の13）

特別管理産業廃棄物を保管する場合は、産業廃棄物の保管基準 P6 に加え、下記事項も遵守してください。

○他の物が混入するおそれがないように仕切りを設ける等、必要な措置をとること。
○廃油、ＰＣＢ汚染物又はＰＣＢ処理物は、容器に入れ密封する等、揮発を防止し、高温にさらされないために必要な措置をとること。
○廃酸又は廃アルカリは、容器に入れ密封すること等、腐食を防止するために必要な措置をとること。
○ＰＣＢ汚染物又はＰＣＢ処理物については、腐食防止のために必要な措置をとること。
○廃石綿等は、梱包すること等、飛散防止のために必要な措置をとること。
○腐敗するおそれのある物は、容器に入れ密封すること等、腐敗防止のために必要な措置をとること。
○廃水銀等にあっては以下の措置をとること。
・容器に入れて密封する等、飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置
・高温にさらされないために必要な措置
・腐食の防止のために必要な措置

✓ CHECK　特別管理産業廃棄物管理責任者（法第12条の２第８項、第９項、規則第８条の17）

特別管理産業廃棄物を排出する事業場には、一定の資格（実務経験、講習会の修了等）を要する「特別管理産業廃棄物管理責任者」を設置しなければなりません。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第37条（平成15年船橋市規則第5号）に基づき、市に報告する必要があります。

※特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の受講については、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページ（https://www.jwnet.or.jp/workshop/list/haishutu_tokuseki/index.html）で案内しています。

POINT

✍ 産業廃棄物を排出事業場の外で保管する場合は注意が必要です。

○排出される事業場の外で産業廃棄物（建設工事に伴い生じる産業廃棄物に限る）を保管する際、保管場の面積が300㎡以上の場合は、法に基づき事前に都道府県等に届出を行わなければなりません。
（法第12条第3項及び第4項並びに第12条の2第3項及び第4項）

○船橋市においては、業種に関わらず面積100㎡以上の保管場を排出事業場の外に設ける場合、条例に基づく許可が必要です。（条例第12条）

処理委託の流れ（法第12条第５項～第７項、施行令第６条の２）

STEP1　許可を有する適正な処理業者を選定しましょう

・許可を出している自治体のホームページ等※1に掲載されている許可業者の一覧や、各自治体の処理業者の団体の窓口等※2から、適正な許可業者を選定します。
・許可業者によって処理できる品目が異なります。排出する廃棄物の種類を明確にしましょう。
・「優良認定制度」※3を委託業者を選定する際の一つの目安として活用しましょう。

※１　千葉県「産業廃棄物処理業者名簿」
https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/shorigyou/meibo.html

船橋市→「産業廃棄物処理業・処理施設の許可」→「廃棄物処理業許可業者及び施設の一覧について」
https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/haikibutsu/001/p013802.html

※２　**一般社団法人千葉県産業資源循環協会**では、千葉県内の加盟許可業者について地区や取扱い品目などから検索することができます。https://www.chiba-sanpai.or.jp/

※３　優良認定を受けた許可業者は「優良さんぱいナビ」で検索できます。
https://www3.sanpainet.or.jp

POINT

収集運搬の許可について

収集運搬業は、原則として都道府県知事の許可があれば、その都道府県内の法の政令市（千葉県の場合は千葉市、柏市、船橋市）においても事業を行うことが可能です。

船橋市内において収集運搬を委託する際は、**千葉県（又は船橋市）の許可と中間処理施設又は最終処分場の立地場所における管轄自治体の許可を受けていることを確認しましょう。（通過のみの都道府県等の許可は不要です。）**

STEP2　書面により１対１の契約を締結しましょう

・契約は必ず**書面で結んでください。**（口頭での契約は認められません。）
・処理委託する許可業者とは**個別に直接契約を締結してください。**
（例）収集運搬をＡ社、処分をＢ社に委託する場合、Ａ社との収集運搬契約書とＢ社との処分契約書が必要。
※「収集運搬」と「処分」を同一の許可業者に委託する場合は、契約書を１つにまとめることができます。
・契約書には法で定められた必須記載事項があるので、漏れのないように注意しましょう。（表４）P10
・処理が完了した後も、契約書は５年間の保存義務があります。

STEP3　処理を行う際に確認しましょう

・収集運搬を委託する場合は、**収集運搬の基準に留意し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付**します。
電子マニフェスト使用時には、受渡確認票を交付します。P11,P13
・排出事業者は、処理施設の現地訪問や動画閲覧等により、廃棄物が適正に処分されたことを確認するよう努めなければなりません。P12

契約書の見本

船橋市のホームページに委託契約に関する「契約書の見本」を公開しています。

法定事項 P10 が含まれていれば、自身で作成された委託契約書を使用して問題ありません。

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/haikibutsu/→「排出事業者の責任・提出書類」
→「産業廃棄物委託処理チェックシート・産業廃棄物処理委託標準契約書について」

契約書の表紙（見本）

見　本

標準様式３

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書

収　入
印　紙

排出事業者：□□工業株式会社（以下「甲」という。）と、
収集運搬及び処分業者：○○興業株式会社（以下「乙」という。）は、
甲の事業場：千葉県船橋市湊町○丁目○番○号から排出される
産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して次のとおり契約を締結する。

第１条（法令の遵守）
甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第２条（委託内容）
1.　（乙の事業範囲）
乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎　収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市	千葉県	許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	□□年４月３０日	許可の有効期限	
事業範囲	別添許可証のとおり	事業範囲	
許可の条件	なし	許可の条件	
許可番号	第○○○○○○○号	許可番号	

〔特管〕

許可都道府県・政令市	千葉県	許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	○○年６月３０日	許可の有効期限	
事業範囲	別添許可証のとおり	事業範囲	
許可の条件	なし	許可の条件	
許可番号	第○○○○○○○号	許可番号	

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕		〔特管〕	
許可都道府県・政令市	船橋市	許可都道府県・政令市	船橋市
許可の有効期限	▽▽年１０月３１日	許可の有効期限	◇◇年１月３１日
事業区分	切断・破砕・溶解	事業区分	中和
産業廃棄物の種類	金属くず 廃プラスチック類	産業廃棄物の種類	廃酸
許可の条件	なし	許可の条件	なし
許可番号	第○○○○○○○号	許可番号	第○○○○○○○号

契約書に記載が必要な事項（法第12条第６項、施行令第６条の２、規則第８条の４～第８条の４の２）

産業廃棄物の処理契約書には、法で定められた記載事項があるので、漏れのないようにしましょう。

表４ 契約書における記載事項

収集運搬・処分委託契約書共通記載事項	
○産業廃棄物の種類、数量 ○契約の有効期間 ○料金 ○受託者の事業の範囲 ○廃棄物の適正処理のために必要な情報 ・廃棄物の性状及び荷姿 ・通常の保管状況での腐敗、揮発等の性状の変化 ・他の廃棄物との混合により生ずる支障 ・JIS C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には含有マーク表示に関する事項 ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨 ・その他取扱いに関する注意事項 ○契約中に廃棄物の性状等に変化が生じた場合の情報の伝達方法 ○業務終了時の委託者への報告に関する事項 ○契約を解除した場合の未処理の廃棄物の取扱い	
運搬委託契約書記載事項	処分委託契約書記載事項
○ 運搬の最終目的地の所在地 受託者が積替え保管をする場合 ○積替保管場所の所在地 ○保管できる産業廃棄物の種類 ○積替えのための保管の上限 ○安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等	○処理施設の所在地、処分又は再生の方法及び処理能力 処分後に残さが発生する場合 ○最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び処理能力

✓ CHECK　契約書には受託者の許可証の写しの添付が必要です。許可証の下記事項を確認しましょう。

・委託する廃棄物の許可品目が漏れなく掲載されているか
・許可を受けた期限が切れていないか

POINT

再委託は原則として禁止されています。（法第14条第16項）

受託業者がやむを得ない事情により他の業者に再委託する場合は、以下の基準が適用されます。

○あらかじめ排出事業者に対して受託した産業廃棄物の再受託業者の氏名又は名称及び受託した産業廃棄物が、その事業の範囲に含まれていることを明らかにし、当該再委託について排出事業者の書面による承諾を受けていること。

※再委託の承諾の書面には次の事項を記載し、排出事業者は、承諾書面の写しを承諾した日から５年間保存しなければなりません。

・委託した産業廃棄物の種類及び数量
・受託業者の氏名又は名称、住所及び許可番号
・承諾の年月日
・再受託業者の氏名又は名称、住所及び許可番号

○再受託業者に再委託する産業廃棄物に関する必要事項を記載した文書を交付すること。

○委託基準を遵守すること。

再々委託は例外なく禁止です。

産業廃棄物の収集運搬の基準（法第12条第１項、施行令第６条第１項第１号）

産業廃棄物を処分場等まで収集運搬する場合の基準を確認しましょう。

CHECK **産業廃棄物を収集又は運搬する際は、運搬車両の両側面に表示が必要です。**

許可業者が委託を受けて収集運搬する場合

- 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- 収集運搬業者名
- 許可番号（下６けたに限る）

POINT

自己運搬の場合

- 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- 排出事業者名（許可番号の掲示は不要）

図３ 車両表示の例

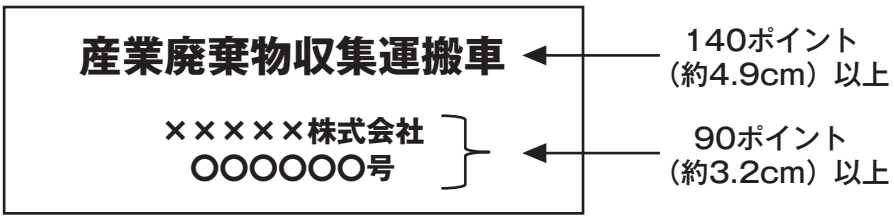

CHECK **産業廃棄物の収集運搬を行う際には、下記表5に記載した書面を備え付けなくてはいけません。**

表５ 収集運搬の際に車両に備え付けなければならない書面

排出事業者が自己運搬をする場合
・下記事項を記載した書面
① 氏名又は名称及び住所
② 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
③ 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
④ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先
許可業者が委託を受けて廃棄物を運搬する場合（紙マニフェストを使用する場合）
・許可証の写し
・産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）
許可業者が委託を受けて廃棄物を運搬する場合（電子マニフェストを使用する場合）
・許可証の写し
・下記事項を記載した書面（受渡確認票等）又は電磁的記録媒体
① 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
② 産業廃棄物の運搬を委託した者の氏名又は名称
③ 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称及び連絡先
④ 運搬先の事業場の名称及び連絡先

※記載事項に合致していれば、様式は問いません。

POINT

積替え保管について

運搬途中で廃棄物を収納した運搬容器を別の車両に積み替えたり、バラ積みしてきた車両から下ろした廃棄物を他の車両に積替える等の作業や、そのための保管をしたりする場合は、収集運搬に係る基準を守らなければなりません。

また、**収集運搬の許可業者が積替え保管を行う場合は、積替え保管場の設置場所の管轄自治体の許可が必要です。**

・あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
・搬入された産業廃棄物の量が、積替え場所において適切に保管できる量を超えないこと。
・搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
・保管量の上限は１日当りの平均搬出量の７日分を超えないこと。

産業廃棄物の処分

✓ CHECK　廃棄物は適正に最終処分されるまで排出事業者に責任があります。

処理を委託した後も、委託業者に全ての責任が移るわけではありません。

自身の廃棄物が適正に処理されることを確認し、委託業者の不適正処理を防ぐためにも、処理施設への現地訪問や動画閲覧等を行うよう努めましょう。

※中間処理場だけでなく、最終処分場の現地確認についても**努力義務**があります。

処理場における現地確認の事項

①業の許可の確認
　契約書に添付された許可証の写しと原本が相違ないか
②処理施設の種類、能力の確認
　許可規模施設が設置されている場合は、施設の許可証を確認
③保管場所の確認
　掲示板に記載された保管条件に合致しているか（許可どおりの受入品目、飛散等の防止対策、適正量の保管）
④運転体制の確認
　技術管理者・維持管理マニュアル・管理記録等

POINT

産業廃棄物の処分基準について（施行令第６条第１項第２号及び第３号より抜粋）

◯中間処理基準

・産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること
・悪臭、騒音又は振動によって生活環境保全上支障が生じないように必要な措置をとること。
・保管を行う場合は、囲いを設ける、掲示板を掲げる等の基準に従うと共に、保管数量が処理施設の１日当りの平均処理能力の14日分を超えないこと。
・焼却を行う場合は、環境省令で定める構造の焼却設備で環境大臣が定める方法で行うこと。

◯埋立処分基準

・産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること
・悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障がないよう必要な措置をとること。
・ねずみが生息し、及び蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。
・埋立地からの浸出液により公共の水域及び地下水を汚染するおそれがある場合には、必要な措置を講じること。
・安定型埋立処分場では、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないように必要な措置をとること。
・周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の埋立処分の場所（有害な産業廃棄物の処分場である場合はその旨）であることの表示がされている場所で行うこと。

マニフェストの流れ（法第12条の３第１項～第６項、第９項、第10項）

CHECK 排出事業者は処理を委託する際、マニフェストを交付しなければなりません。

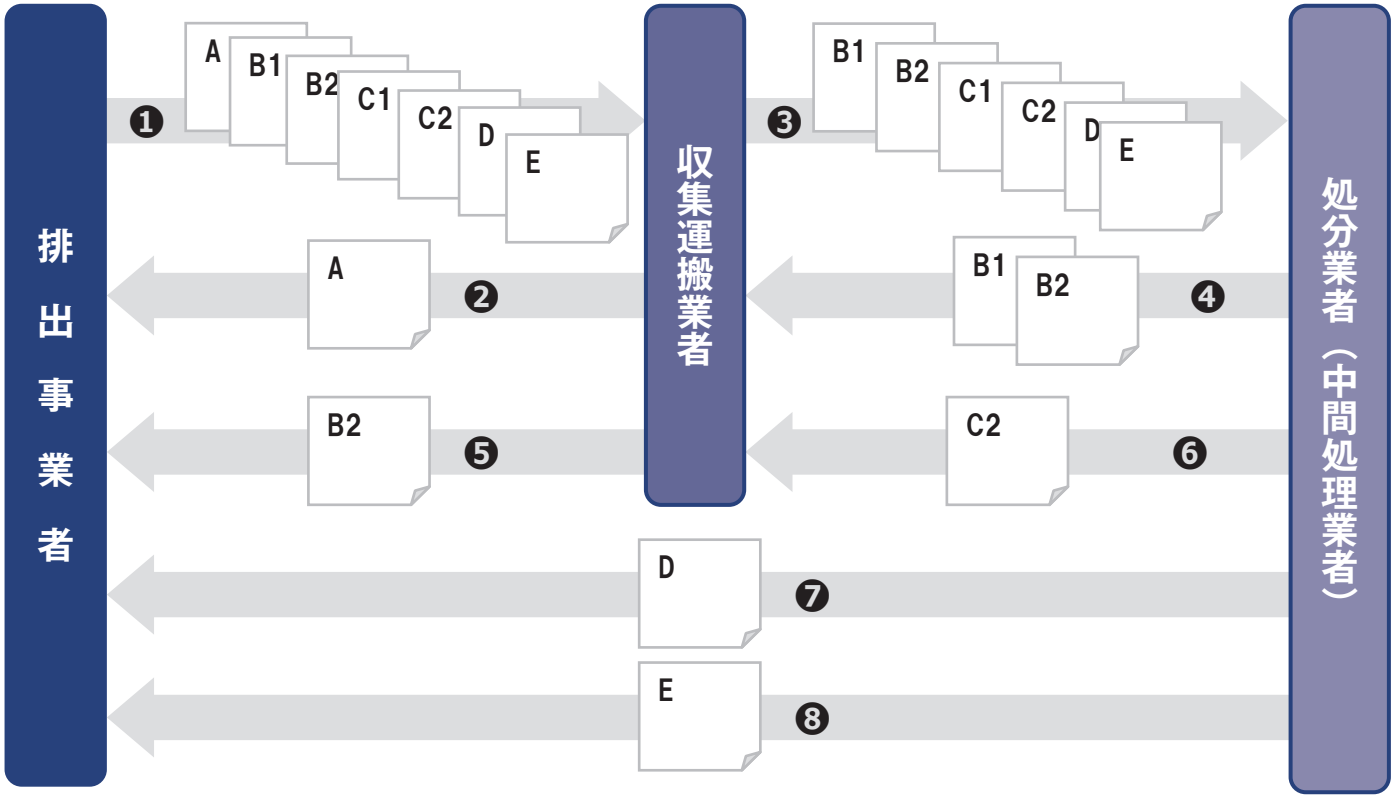

引渡し時
❶排出事業者は、必要事項を記載し、確認の上、廃棄物と共にマニフェスト7枚全てを収集運搬業者に交付
❷排出事業者は、収集運搬業者の署名が入った「A票」を控えとして受け取って保存
❸収集運搬業者は、処分業者に［B1・B2・C1・C2・D・E票］を回付

運搬終了後
❹処分業者は、署名後［B1・B2票］を収集運搬業者に返却
❺収集運搬業者は、運搬終了後10日以内に［B2票］を排出事業者に送付
❻処分業者は、処分終了後10日以内に［C2票］を収集運搬業者に送付

処分終了後
❼処分業者は、処分終了後10日以内に［D票］を排出事業者に送付
❽処分業者は、最終処分終了の確認後10日以内に［E票］を排出事業者に送付

CHECK 最終処分が完了すると、排出事業者にはA,B2,D,E票が戻ります。

マニフェストを交付してから写しが返送されるまでには期限があります。（法第 12条の3第8項、規則第8条の 28、29）

マニフェストの写し	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
Ｂ２票、Ｄ票、Ｅ票（処理委託先において最終処分を実施する場合）	90日以内	60日以内
Ｅ票（処理委託先からさらに別の者に最終処分を委託する場合）	180日以内	

※返送が遅れた場合は遅延報告の提出が必要です。必要な措置を講じた上で「措置内容等報告書」を30日以内に提出してください。（詳細は船橋市廃棄物指導課にお問合せください。）

マニフェストの記入例（A票）

産業廃棄物の種類について

・処理委託する廃棄物の種類が複数ある場合、種類分のマニフェストを準備し、１枚のマニフェストにつき１種類の品目にのみチェックを入れます。

・分別できない混合廃棄物に限り、該当する品目全てにチェックを入れます。

出典：公益社団法人全国産業資源循環連合会

各票が戻った日付を記入します。

電子マニフェスト制度（法第12条の５）

電子マニフェストとは、従来の紙マニフェストの替わりに、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）が運営する情報処理センターにパソコン等からマニフェスト情報を登録し、情報のやり取りを行うものです。2020年4月より、特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上の事業者には、電子マニフェストの使用が義務付けられています。

電子マニフェストを利用するためには、排出事業者と収集運搬業者、処分業者の3者が加入している必要があります。インターネットを閲覧できるパソコン、電子メールがあれば利用できます。また、運搬終了報告、処分終了報告は、スマートフォン・タブレット端末でも可能です。

✓ CHECK　一部の排出事業者に電子マニフェストの使用が義務化されています。（2020年4月1日施行）

平成29年の法改正により、前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50トン以上の事業場から特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の処理を委託する際に、電子マニフェストを使用することが義務付けられました。

電子マニフェスト利用のメリット

法律をしっかり守れる
●記載漏れや報告忘れをシステムでチェックして、ミスを防ぎます。

費用もリーズナブル
●運搬終了報告、処分終了報告は、複数の排出事業者に何件報告しても**基本料のみ!!**

マニフェストの保管が不要
●マニフェスト情報は情報処理センターに保存されますので、伝票の保管は不要です。
●伝票紛失の心配もありません。

マニフェスト情報の取りまとめと自治体への報告が不要
●自治体への報告はJWセンターが行うため、排出事業者からの提出は不要となります。

操作が簡単・事務も効率的に
●パソコンやスマートフォンで簡単に運搬終了報告できます。
●マニフェスト情報はダウンロードが可能。集計作業にかかる時間を大幅に短縮できます。
●**操作は簡単!!**
操作ビデオはこちら▶▶▶

電子マニフェストの流れ

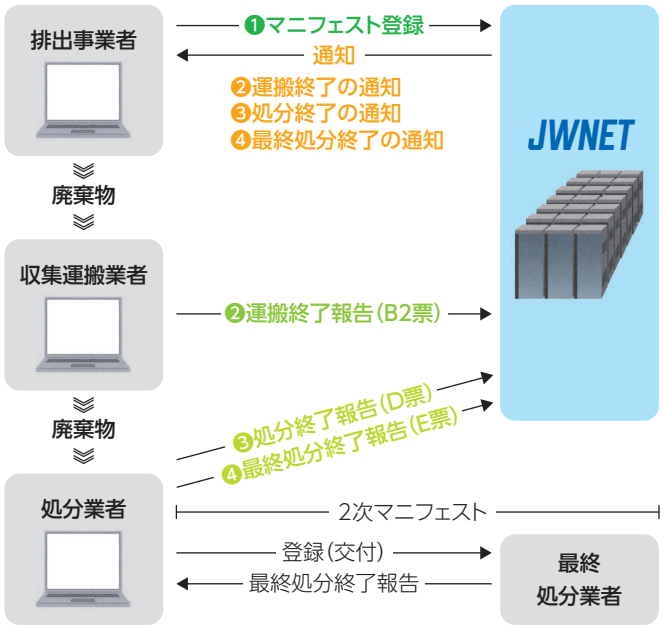

「JWNET」は電子マニフェストの通称です。

産業廃棄物を引き渡したあと、排出事業者は、電子マニフェストを登録します。その情報は、収集運搬業者、処分業者に即座に伝わります。

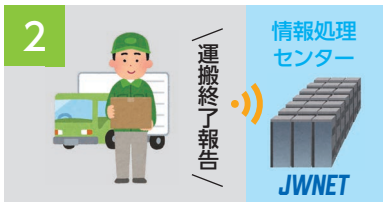

そして収集運搬業者は、運搬が終了したあと、運搬終了報告をします。

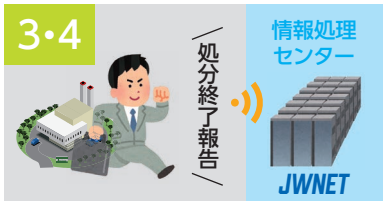

同様に処分業者も、処分が終了したら、処分終了報告をします。2次マニフェストがある場合には、最終処分を確認したあと、最終処分終了報告をします。

電子マニフェストを導入している処理業者の検索

電子マニフェストを導入している処理業者は、公益財団法人　産業廃棄物処理事業振興財団のホームページから検索できます。

産廃情報ネットさんぱいくん（公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団のホームページ）
(https://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/n_search.php)

電子マニフェストシステムの導入については、下記法人にお問い合わせください。

ＪWセンター（公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター）
ホームページ　https://www.jwnet.or.jp/jwnet/Index.html
問い合わせ先　JWNETサポートセンター　☎0800-800-9023

4．処理委託完了後の手続き等

処理委託が完了した後も必要なことがあります。

処理の確認

マニフェストの突き合わせを行ったうえで、可能な限り処理業者への現地訪問や動画閲覧等により現地確認をしましょう。

契約書及びマニフェスト保存の義務（法第12条の3第2、9、10項、施行令第6条の2第5号、規則第8条の4の3）

処理に関する記録を帳簿等に整理し、最低５年間保存しなければなりません。
電子マニフェストを使用して処理した廃棄物に関する情報については、情報処理センターに保存されるため、マニフェストの保存は不要です。

マニフェスト情報のとりまとめと自治体への報告（法第12条の３第７項、規則第８条の27）

毎年６月末日までに前年度に交付したマニフェストの状況について報告書を作成し、船橋市に提出しなければなりません。

○排出事業場が複数ある場合は、事業場毎に報告が必要です。
○本社等が船橋市にあっても、排出場所が船橋市外の場合はその管轄自治体に報告してください。
○建設工事の場合は、船橋市内の現場全ての排出分を合算して報告してください。
○電子マニフェストを使用して処理した廃棄物に関する情報については、報告は不要です。

✓CHECK　多量排出事業者（法第12条第９項、第10項、法第12条の２第10項、第11項）

前年度に年間1,000トン以上の産業廃棄物又は年間50トン以上の特別管理産業廃棄物を発生した事業場を船橋市内に設置する事業者は、以下の対応が必要です。

◎発生した廃棄物の処理に関する計画の提出　➡　６月末日まで
◎その計画に対する実施状況の報告　➡　計画を提出した年度の翌年度６月末日まで

例）令和4年度に1,000トンの産業廃棄物を発生した事業場の場合

令和5年度に、令和4年度の発生量を基に、処理の計画を作成し提出してください。
令和6年度に、令和5年度に提出した計画に対し、実際の排出実績を報告してください。
その際、令和5年度の排出量が1,000トンを超えていれば、併せて処理計画の提出が必要となります。
なお、処理計画等の届出単位は事業場・支店等ごとになります。

POINT

建設工事で発生した廃棄物の場合は、船橋市内における年度の発生量の合計で判断します。

例）船橋市内５か所で建設工事を実施し、個々の工事現場における廃棄物の発生量は1,000トンを超えていないが、全ての工事現場の合計発生量が1,000トンを超えた場合。

➡　**届出対象に該当します。**

5．建設系廃棄物の処理責任（法第21条の３）

発注者（施主）

↓

元請業者【排出事業者】

↓

1次下請負人

↓

2次下請負人

○
○
○

✓CHECK　工事で発生した廃棄物の排出事業者は、工事の元請け事業者に限られます。

建設廃棄物の処理責任は、元請業者にあります。下請負人は、排出事業者として自己運搬、現場外での保管、処理業者への委託等廃棄物の処理は行うことができません。

✓CHECK　下請負人が廃棄物処理業の許可なく運搬することは原則認められません。

下請負人は産業廃棄物収集運搬業の許可を取得し、元請業者と委託契約を交わした場合には、廃棄物を運搬することができます。

POINT

下記の条件を全て満たす場合のみ、産業廃棄物収集運搬業の許可のない下請負人に建設系廃棄物を運搬させることができます。

①運搬について工事請負契約に記載されていること。
②解体工事を除く500万円以下の工事であること。
③元請業者が指定する都道府県又は隣接都道府県の保管場又は処分場までの運搬であること。
④運搬途中に積替保管を行わないこと。
⑤1回当たりの運搬量が１㎥以下であること。
⑥特別管理産業廃棄物でないこと。
⑦元請業者の確認を受けた所定の書面を携行すること。

現場から搬出するときの運搬基準

運搬基準については、「産業廃棄物の収集運搬の基準」P11が適用されますが、元請業者が自己運搬する場合は下記事項が不要です。

・収集運搬業の許可証の写しの携行
・車両への許可番号の記載

現場から搬出するまでの保管基準

建設工事現場から廃棄物を搬出するまでの間の保管基準については、「産業廃棄物の保管基準」P6が適用されます。

また、産業廃棄物を排出事業場の外で保管する場合は注意が必要です。P7

積替保管について

積替保管とは排出事業者から出された産業廃棄物の収集運搬途中に、廃棄物を車から下ろし、一時保管や別の車に積み替えることです。

積替保管には許可が必要です。P12

✓CHECK　不法投棄、野焼き等には厳しい罰則が科せられます。絶対にやめましょう。

投棄禁止（法第16条）

廃棄物をみだりに捨てることは禁止されています。
※ 自分の土地に廃棄物を捨てることも含む

穴を掘り埋める
海、川に捨てる
山野に捨てる

- ５年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金又はこの併科
- 法人については３億円以下の罰金

焼却禁止（法第16条の2）

野焼きは一部の例外を除いて禁止されています。

野焼きを行う

- ５年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金又はこの併科
- 法人については３億円以下の罰金

✓CHECK　その他の違反行為についても罰則が科せられます。

表６ 主な違反行為と罰則

違反行為（抜粋）	罰則
廃棄物の不法投棄 不法焼却 無許可業者への委託禁止違反 無許可営業 措置命令違反	【法第25条】 ５年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科
改善命令違反 委託基準違反	【法第26条】 ３年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科
マニフェスト不交付 マニフェスト保存義務違反 マニフェスト未記載及び虚偽記載	【法第27条の２】 １年以下の懲役又は100万円以下の罰金
帳簿保存義務違反 帳簿未記載及び虚偽記載 特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反 報告違反 立入検査拒否･妨害･忌避	【法第30条】 30万円以下の罰金

廃棄物の適正処理に関連して、各種リサイクル関係の法制度等がありますのでご案内します。

自動車リサイクル法※

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）により使用済自動車からのフロン類やエアバックの回収、シュレッダーダストの適正処理が推進されています。これに伴い、使用済自動車は、その金銭的価値の有無にかかわらず、すべて廃棄物処理法上の廃棄物として扱われることとなります。

家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンについては、リサイクルに要する料金を消費者が負担し、リサイクルを促進しています。家庭用のテレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンは事業活動で使用していたとしても、廃棄の際は特定家庭用機器再商品化法の対象品目となります。

小型家電リサイクル法

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、主務大臣の認定を受けた者は廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等のリサイクルを促進しています。

建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、一定規模以上の工事について、特定建設資材について分別解体等及び再資源化等の義務付けを行い、建設廃棄物のリサイクルを推進しています。

容器包装リサイクル法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づき、ビン、缶、紙、プラスチック製のもの等、商品に付された容器包装について、「消費者の分別排出」、「市町村の分別収集」、「事業者のリサイクル」という3者が一体となった廃棄物の減量化を義務づけています。

食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）に基づき、食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再利用等を促進しています。

※自動車リサイクル法の関連事業について

自動車リサイクル法ではその役割により、「引取業」「フロン類回収業」「解体業」「破砕業」が関連事業として定められています。

船橋市内で自動車リサイクル法の関連事業を行う場合、

●「引取業」「フロン回収業」については登録後、「自動車リサイクルシステム」に登録が必要です。

●「解体業」「破砕業」については許可を受け、「自動車リサイクルシステム」に登録が必要です。

有害使用済機器の保管等について

✓ CHECK　船橋市内において、有害使用済機器※の保管又は処分を業として行う場合、事業を開始する10日前までに船橋市廃棄物指導課に届出をしてください。

有害使用済機器の判別

有害使用済機器は、対象品目に指定された機器のうち、廃棄物ではなく、かつリユース（再利用）されないものです。

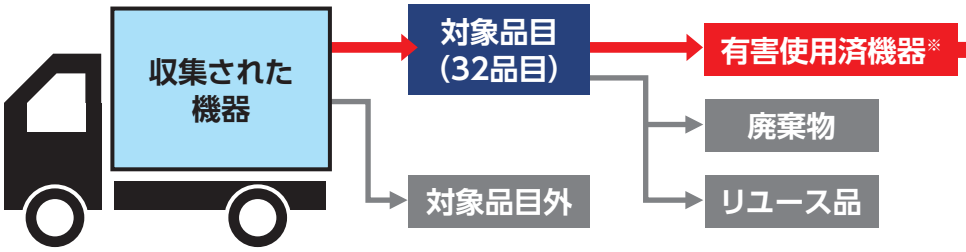

※有害使用済機器

使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。

対象品目

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に指定されている４品目と使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に指定されている28品目が対象。（附属品を含む。）

届出について

新規に有害使用済機器の保管又は処分を業として行う場合は、事業開始の10日前までに届出が必要です。

届出が不要な者

当該ヤードに係る廃棄物処理法の許可を有する者等、生活環境保全上適切に扱えると考えられる者は届出が不要となります。

詳しくは環境省作成の「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」や船橋市ホームページ「有害使用済機器の保管等に関する制度について」を参照ください。
https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/haikibutsu/
→「関係法令・制度」→「有害使用済機器の保管等に関する制度について」

ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物について

変圧器、コンデンサー等の高圧受電設備や、蛍光灯及び水銀灯等の照明器具の安定器等に絶縁油として使用されていた有害な油であるＰＣＢは、ＰＣＢ特別措置法に基づき定められた期限までに必ず処分をしなければなりません。

船橋市内でＰＣＢ廃棄物を保管されている方、ＰＣＢ電気機器等を使用されている方等で未届の場合は船橋市廃棄物指導課に必ずご相談ください。

付録．簡易チェック表

廃棄物の発生から処理委託、船橋市への報告までの簡単な流れを確認できる簡易チェック表です。実施していない事項がある場合は、早急に対応しましょう。

船橋市ではホームページに産業廃棄物適正処理のためのチェックシートを公開しています。（https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/haikibutsu/→「排出事業者の責任・提出書類」→「産業廃棄物委託処理チェックシート・産業廃棄物処理委託標準契約書について」）

産業廃棄物適正処理のための簡易チェック表

- □ 発生した廃棄物を排出する前に最大限の減量に努めましたか。
- □ 発生した廃棄物を産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分けていますか。
- □ 産業廃棄物を種類毎に分別していますか。
- □ 産業廃棄物の保管場所には掲示板を設置し、囲い等の流出防止対策がされていますか。
- □ 処理の委託業者には、排出する廃棄物の品目の許可をもつ業者を選定していますか。
- □ 収集運搬業者、処分業者それぞれと直接書面による契約を締結していますか。
- □ 処理委託業者の許可証を確認し、許可の期限が切れていないか確認していますか。
- □ 収集運搬の際に、マニフェストを交付していますか。
- □ 処理委託業者から返送されたマニフェストで廃棄物の動きを把握するとともに、処理施設の現地訪問や動画閲覧等により、処理の状況を確認していますか。
- □ マニフェスト及び契約書等の書類を５年間保存していますか。（電子マニフェストの場合は不要）
- □ 毎年６月末日までに、前年度におけるマニフェストの交付状況を船橋市に報告していますか。（電子マニフェスト分は報告不要）

不明な点は、船橋市廃棄物指導課までお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先等

地図

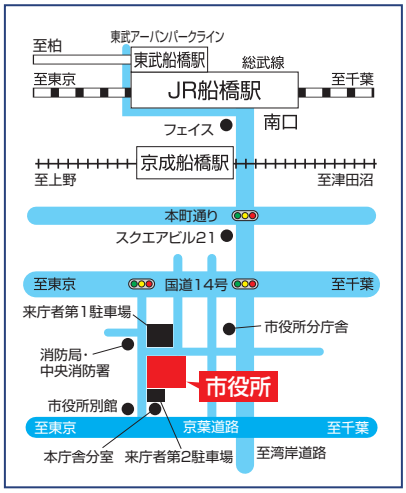

問い合わせ先

船橋市　環境部　廃棄物指導課

〒273-8501　船橋市湊町2丁目10番25号
✉Mail　haikibutsu@city.funabashi.lg.jp

担当係	各係の主な業務	連絡先
監視指導係	・産業廃棄物多量排出事業者に関すること ・ＰＣＢ廃棄物に関すること ・廃棄物の不適正処理の監視・指導等に関すること ・廃棄物の不法投棄及び野焼きの防止等に関すること	☎047-436-3810
審査係	・廃棄物処理業及び施設の許可等に関すること ・自動車リサイクル法に係る許可等に関すること ・有害使用済機器の保管等の届出等に関すること ・土砂等の埋立て等に係る許可等に関すること ・事業系一般廃棄物の減量等に関すること	☎047-436-2443

最新情報や詳細、各種届出様式等については
船橋市廃棄物指導課ホームページでご確認ください。

その他関係機関

名称	住所	主な内容	連絡先	
一般社団法人 千葉県産業資源 循環協会	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング5階	産業廃棄物処理業者の紹介 各種講習会の申込み等	☎043-239-9920	
千葉県　環境生活部 廃棄物指導課	〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1	許可内容の確認等	【収集運搬】☎043-223-2654 【中間処理】☎043-223-2655 【最終処分】☎043-223-2697	
千葉県　環境生活部 ヤード・残土対策課	〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1	ヤード適正化条例に係る指導等	【金属スクラップヤード対策班】 ☎043-223-3275	
公益財団法人 日本産業廃棄物 処理振興センター	〒110-0005 東京都台東区上野三丁目24番6号 上野フロンティアタワー 13階	電子マニフェストの導入等	【JWネットサポートセンター】 ☎0800-800-9023	